

【1 内容】

本人が区民税非課税(世帯課税)で、世帯の課税合計所得金額が500万円以内の方のうち、下記のいずれかに該当する方が対象となります。(ただし、生活保護受給者は除きます。)

※注 別世帯であっても配偶者がいる場合は、配偶者の合計所得も勘案することとし、被保険者本人の属する世帯全員及び配偶者の合計所得が500万円以内であることが要件となります。

- ① 介護保険施設入所者または短期入所生活(療養)介護の利用者のうち、利用者負担段階第4段階の方
- ② 利用者負担段階第1～3段階の方で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する方
- ③ 利用者負担段階第4段階の方で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する方

利用者負担段階	第4段階	本人が区民税非課税で、世帯内に区民税課税者がいる者(うち、世帯の課税合計所得金額が500万円以内)	① 世帯課税・本人非課税層	③
	第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、第2段階以外の者	特定入所者介護サービス費	②
	第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	①介護保険施設(特養・老健・介護療養病床) ②短期入所生活(療養)介護にかかる食費・居住費(滞在費)の負担限度額を超える分を 保険給付	グループホーム・小規模多機能型居宅介護利用者
	第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が区民税非課税生活保護の受給者		

【2 補助金額】

	介護保険施設・短期入所	グループホーム・小規模多機能
利用者負担段階		
第4段階	@500円/日	@250円/日
第3段階	特定入所者介護サービス費	@500/日
第2段階		@1,000円/日
第1段階		@1,000円/日

